

### 〔1. 法適化の意義(総論)〕

- 人口減少社会を迎え、国・地方の財政状況が厳しくなる中であっても、公営企業が提供する住民サービスは今後も不可欠であり継続していくことが必要である。
- 公営企業を継続して経営し、持続的にサービスを提供していくためには、
  - ・ 中長期的な視点による経営計画の策定
  - ・ 施設等の建設改良計画の策定
  - ・ 将来必要な投資経費を含む適正な料金算定等が必要であるが、その前提として、地方公営企業法の財務規定等を適用し経営情報を的確に把握することが求められる。
- また、公営企業の経営情報を把握し、経済性が発揮されているかを検証するためには、より一般的かつ確立された手法を用い(すなわち財務規定等を適用し)、地方公共団体間比較等を効果的に行う必要がある。
- このように、公営企業が提供する住民サービスを継続するためには、地方公営企業法の財務規定等を適用することが必要。

## 〔2. 損益情報、ストック情報の的確な把握による適切な経営方針・経営計画の策定〕

- 地方公営企業は、公共性を有していると同時に、企業として企業性を有するものであり、その経済的活動の検証は、非現金支出(減価償却費など)を含む損益の計算によってなされるものであるから、複雑かつ多方面にわたる経済的活動を把握するため、現金収支のみに着目せず、全ての債権債務の発生並びにあらゆる資産の増減及び異動を総合的一覧的に把握する必要がある。その際、実務的な手法が醸成されている企業会計方式を活用することは有効である。
- 経常損益を的確に把握することにより、費用の縮減・合理化、料金水準、一般会計等負担ルール、国庫補助金等の外部資金の導入、中長期的経営方針との整合性等、全体として当該企業が適切な経営が行われているか確認することができる。
- 管理運営に係る取引(損益取引)と建設改良等に係る取引(資本取引)を区分して経理されるため、経営成績を適正に示すこと及び利益又は損失の確定を適切に行うことができ、その分析を通じて将来の経営計画の策定に必要な基礎情報を得ることができる。
- サービスを提供するための費用が的確に把握されることを前提して、受益者が負担する部分と一般会計等が負担する部分とがより明確に区分しやすくなる。
- 財務規定等の適用により、期間損益計算による使用料対象原価の明確化により、施設の更新財源も含め収益のあるべき水準を踏まえた適正な料金算定に役立てることができる。

- 事業の持続性を確保するため、ストック情報の的確な把握を通じた適切な更新計画の策定が必要。財務規定等の適用により、減価償却累計額の勘定科目が導入され、施設の状態（老朽化等）の的確な把握が可能となり、更新計画策定の基礎となる。
- スtock情報や損益情報の的確な把握と将来収支の予測などから、資産利用の効率性や、サービス提供と財政の持続可能性の観点により、適正な規模となるよう資産の最適化を図ることができる。
- 資産と財源（負債・資本）のバランスが一覧できるため、適切な世代間負担や財務安全性に関する検討ができる。

### 〔3. 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上〕

- 予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理が可能となるなど、財務規定等の適用により経営の自由度が向上し、住民ニーズへの迅速な対応や、経営の効率化、サービスの向上につながる。

### 〔4. 住民や議会によるガバナンスの向上〕

- 比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、開示の充実（決算早期化）により、住民や議会によるガバナンスの向上が期待できる。

### 〔5. 企業間での経営状況の比較〕

- 経営成績や財政状態を正確に評価・判断するためには、当該公営企業の状況分析だけでは足りず、他の同種の公営企業や民間企業との比較が不可欠。各公営企業が個々に任意適用しているのみでは足りず、全国的に統一して適用することが必要不可欠。

# 地方公営企業法の適用に関する研究会(概要)

## 趣旨目的

地方公営企業会計制度については、地方公営企業会計制度研究会報告書(平成21年12月)において今後の見直しにあたっての基本的な考え方が報告されている。

これを受け、総務省においては、資本制度の見直し、会計基準の見直しを行うことにより、公営企業を取り巻く環境が著しく変化する中において、引き続き公営企業が住民サービスを安定的に提供するような環境整備を行ってきたところである。

そのように整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、残された課題である財務適用範囲の拡大については、昨年度自治総合センターにおいて開催された研究会においても、メリット及び課題等の整理とともに、その検討の必要性が提言されている。

これらの報告等を踏まえ、本研究会では、専門的かつ優れた見識を有する者により、今後の地方公営企業法の適用に関する検討を行うことを目的とする。

## 構成員

座長 鈴木 豊 (青山学院大学名誉教授、東京有明医療大学客員教授)  
江戸川 泰路 (新日本有限責任監査法人 パートナー 公認会計士)  
遠藤 誠作 (北海道大学大学院公共政策学研究所センター研究員)  
柿崎 平 (日本総合研究所 部長兼 上席主任研究員)  
菊地 明敏 (岩手県北上市上下水道部 上水道課長)  
小西 砂千夫 (関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授)  
小室 将雄 (有限責任監査法人 トーマツ 公認会計士)  
鈴木 勲 (地方公営企業連絡協議会 副会長、浜松市水道事業及び下水道事業管理者)  
古谷 義幸 (神奈川県秦野市長)  
山崎 一雄 (北海道京極町長)

## スケジュール

平成25年7月4日(木)に第1回研究会を行い平成26年3月を目途に議論を進めていく予定。  
座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。  
研究会の庶務は総務省自治財政局公営企業課が行う。  
研究会ホームページ(総務省ホームページ内)